

# 平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名	金融庁・復興庁
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>中小企業の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、平成28年3月末までの間、譲渡益を非課税とする特例が措置されているところ。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>引き続き、中小企業の再生を支援する必要があることから、再生企業の保証人となっている経営者が私財提供を行う場合の特例措置の適用期限を3年間延長すること。</p> <p>また、現行法上、本特例の適用は、「現に再生企業の事業の用に供されている資産」の私財提供に限られているところ、現に事業の用に供されている資産でなくても、「再生計画において、事業の用に供することが定められている資産」であれば適用を認めることとする。</p>		
関係条文	<p>租税特別措置法第40の3の2及び同条第1項</p> <p>地方税法第32条第1項及び第2項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — ( ) [平年度] — ( )</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>本特例措置は、平成25年3月末で中小企業金融円滑化法の期限が終了したことに併せて導入されたもの。中小企業円滑化法の期限終了に際しては、金融庁として、金融機関に対し、引き続き、貸出条件の変更等に努めるとともに、それぞれの借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう指導してきたところ。</p> <p>一方で、経営改善・事業再生が必要な中小企業は現在も数多く存在しており、抜本的な事業再生等が必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、外部専門家との連携を図りつつ、債権放棄等の金融支援を含めた、真に実効性のある抜本的な事業再生支援を行っていくことが重要である。</p> <p>このように、地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮をより一層加速させていく必要があることから、経営者が事業継続に必要な資産を保有している場合に再生を円滑に進めることを可能にする本特例措置に関しても、3年間の延長を要望したいと考えている。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	復興施策の推進 (6) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進
	政策の達成目標	事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日（3 年間）。 (参考) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「震災支援機構」という。）の支援決定は震災支援機構の設立の日（平成 24 年 2 月 22 日）から 5 年以内（1 年延長可）。 震災特例法第 11 条の 3 の 2、第 17 条及び第 25 条の措置は、震災支援機構の支援決定（震災支援機構の支援決定は、震災支援機構設立の日（平成 24 年 2 月 22 日）から 5 年以内（1 年延長可））から支援が終了するまでの間。
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。
有効性	要望の措置の適用見込み	抜本的な事業再生を行う中小企業において活用されることが見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本件特例措置は、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とするものであり、中小企業の事業再生・経営改善を促進するうえで有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	無し。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	無し。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	無し。
	要望の措置の妥当性	再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備されることから、要望として妥当である。
	ページ	10 — 2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 24 年度： 0 件 平成 25 年度： 1 件 平成 26 年度： 1 件</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備された。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>中小企業の事業再生・経営支援に関しては、金融機関に対し、借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう指導するとともに、抜本的な事業再生の可能性を探るプロセスを進めてきたところ。今後、産業の新陳代謝を見据えた取り組みの成果が表れると考えられることから、引き続き、時間をかけて取り組むことが必要。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 25 年度：本特例措置を新設。</p>